

監 査 公 表

◆ 平成27年公表第1号

【監査種別】 行政監査

【監査のテーマ】 『追録図書及び定期刊行物の購入について』

久留米市監査委員

公表第1号

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成27年1月23日

久留米市監査委員	田	中	俊	博
久留米市監査委員	埴		秀	二
久留米市監査委員	秋	吉	政	敏
久留米市監査委員	塚	本	篤	行

目 次

I 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の目的	1
4 監査の対象部局等	1
5 監査の対象・年度	1
6 監査の方法及び着眼点	2
7 監査の実施期間	2
II 監査の結果	3
1 部局別保有状況	3
2 利用頻度	4
3 購入の必要性の検討状況	5
4 購入の効果と購入の必要性の検討状況	7
5 追録図書の加除の状況	7
6 共同利用の状況	8
7 インターネットの利用状況	9
III 講評	10
(1) 購入の状況について	10
(2) 利用頻度と購入のあり方について	10
(3) 購入の効果と必要性の検討状況について	10
(4) 追録図書の早期加除について	10
(5) 共同利用の状況について	10
(6) インターネットの利用状況について	11
(7) 総括と提言	11
IV 意見	12

I 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

『追録図書及び定期刊行物の購入について』

3 監査の目的

本市では、久留米市行政改革行動計画に基づき、これまでもさまざまな行財政改革に取り組み、経費削減について一定の効果は出てきてはいるものの、歳出は依然として増加傾向にある。今後、効果を挙げていくためには、これまで未着手のものや、取組の拡大も考えていく必要があるのではないかとと思われる。

そのような中で、各部課等においては、業務に関係する法令集、実例集等の追録図書や、各種の定期刊行物(以下、「追録図書等」という。)を継続して購入している状況が見受けられるが、その購入と利用実態については、これまで全庁的な把握がなされていない。また、現在では、インターネットで容易に法令等の検索や収集が可能となっており、追録図書等の購入の必要性や共同利用について再検討を行う必要があると考えられる。

そこで、購入している追録図書等の保有、利用状況等について検証し、適切な購入、共用の促進、経費削減に資することを目的として、監査を実施する。

4 監査の対象部局等

全部局

5 監査の対象・年度

平成23年度～25年度に購入の追録図書等

【監査対象の定義】

ア 追録図書

加除式書籍のこと。(法令の改正や最新の事例の追加等により、記載内容に変更があった場合、該当する部分を追録として差し替えることができる図書)

(ただし、総務部で購入している、加除式の「久留米市例規集」及び「久留米市事務提要」は除く。)

イ 定期刊行物

日刊、週刊、月刊、季刊、年刊等の定期的に発行される出版物。新聞や複数年にわたり継続して購入しているもの(年鑑、白書等)を含む。

6 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

全部局に対し、調査票の提出を求めて書類審査を行い、必要に応じて該当部局から説明を聴取し、監査を実施した。

(2) 監査の着眼点

- 購入目的が明確か
- 部内や他の部局と相互利用又は共用できないか
- 追録図書は、常に最新で適切な内容のものとなっているか
- 保管場所は適切か(誰もが利用しやすい場所か)
- インターネットで代用できないか、検討したことはあるか
- 毎年必要性を十分検討した上で予算を要求しているか

7 監査の実施期間

平成26年3月31日(月) から 平成26年9月30日(火) まで

《備考》

本報告書中、追録図書等の購入単位を表示する「部」、及び購入数量を表示する「部数」については、次のように数えて集計した数値を示している。

- 1 単冊の同一追録図書等を複数購入している場合には、1冊を1「部」とし、その購入数量を当該図書等の「部数」とする。
(例:1冊ものの同一追録図書等を5冊購入していれば「部数」は5)
- 2 複数の冊数に分割され、合わせてひと揃いとなる追録図書等については、その全冊分をもって1「部」とする。
(例:上、中、下巻に分割されている追録図書等であれば、3巻一組で1「部」したがって、この追録図書等を3組購入していれば、「部数」は3)

II 監査の結果

対象部局における追録図書等の保有、利用状況等の概要は以下のとおりであった。

1 部局別保有状況

部局名	平成25年度購入部数(部)				平成25年度購入金額(円)			
	追録 図書	定期 刊行物	合計	構成比 (%)	追録 図書	定期 刊行物	合計	構成比 (%)
総合政策部	10	233	243	20.9	184,660	2,077,773	2,262,433	11.0
総務部	78	21	99	8.5	1,235,130	432,757	1,667,887	8.1
協働推進部	9	25	34	2.9	72,020	704,728	776,748	3.8
秘書室	0	110	110	9.5	0	1,063,286	1,063,286	5.2
出納室	7	5	12	1.0	122,269	163,421	285,690	1.4
市民文化部	90	65	155	13.3	3,557,696	1,174,837	4,732,533	23.0
健康福祉部	42	46	88	7.6	1,156,242	775,404	1,931,646	9.4
子ども未来部	0	9	9	0.8	0	127,717	127,717	0.6
環境部	14	4	18	1.6	187,430	106,050	293,480	1.4
農政部	10	19	29	2.5	160,850	345,340	506,190	2.5
商工観光労働部	0	9	9	0.8	0	263,304	263,304	1.3
都市建設部	33	43	76	6.5	534,368	717,234	1,251,602	6.1
田主丸総合支所	0	6	6	0.5	0	123,373	123,373	0.6
北野総合支所	0	4	4	0.3	0	72,200	72,200	0.3
城島総合支所	0	7	7	0.6	0	61,662	61,662	0.3
三瀨総合支所	0	8	8	0.7	0	163,680	163,680	0.8
上下水道部	35	23	58	5.0	1,649,098	756,423	2,405,521	11.7
教育部	35	43	78	6.7	431,610	608,205	1,039,815	5.0
議会事務局	8	13	21	1.8	363,110	389,019	752,129	3.6
選挙管理委員会事務局	2	14	16	1.4	105,000	46,920	151,920	0.7
公平委員会事務局	0	5	5	0.4	0	44,704	44,704	0.2
農業委員会事務局	5	61	66	5.7	55,261	147,310	202,571	1.0
監査委員事務局	7	5	12	1.0	230,110	176,811	406,921	2.0
合計	385	778	1,163	100	10,044,854	10,542,158	20,587,012	100

市全体では、平成25年度は1,163部の追録図書等が保有されており、購入金額は20,587,012円であった。部局別に見ると、購入部数では総合政策部が243部で最も多く、全体の20.9%を占めている。金額では市民文化部が4,732,533円で最も多く、全体の23.0%を占めている。

一方で、課単位では全く購入していない課が27課あり、その理由としては、「最近では、インターネットが普及しているため、それを利用して閲覧が可能であり、購入の必要がないから」などの回答があった。

2 利用頻度

部局名	追録図書(部)				定期刊行物(部)				
	ほぼ 毎日	週に 数回	月に 数回	年に 数回	ほぼ 毎日	週に 数回	月に 数回	年に 数回	その 他
総合政策部	0	0	2	8	13	1	13	205	1
総務部	0	6	17	55	2	6	12	1	0
協働推進部	0	1	1	7	13	2	7	3	0
秘書室	0	0	0	0	10	15	85	0	0
出納室	0	7	0	0	1	1	3	0	0
市民文化部	0	56	6	28	7	33	14	3	8
健康福祉部	0	5	29	8	6	16	23	1	0
子ども未来部	0	0	0	0	3	0	5	1	0
環境部	0	0	8	6	0	0	4	0	0
農政部	0	0	0	10	11	0	4	4	0
商工観光労働部	0	0	0	0	3	2	4	0	0
都市建設部	0	0	0	33	5	0	38	0	0
田主丸総合支所	0	0	0	0	2	1	0	3	0
北野総合支所	0	0	0	0	1	3	0	0	0
城島総合支所	0	0	0	0	0	1	6	0	0
三瀧総合支所	0	0	0	0	8	0	0	0	0
上下水道部	0	1	9	25	15	1	7	0	0
教育部	0	0	8	27	7	8	28	0	0
議会事務局	0	1	2	5	6	3	2	2	0
選挙管理委員会事務局	0	0	2	0	0	0	14	0	0
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	5	0	0
農業委員会事務局	0	0	5	0	0	5	5	1	50
監査委員事務局	0	0	1	6	2	0	2	1	0
合計	0	77	90	218	115	98	281	225	59

利用頻度を見ると、追録図書では、「年に数回」が全体の 56.6%、次いで「月に数回」が 23.4%となっている。定期刊行物の方は、「年に数回」が 28.9%、「月に数回」が 36.1%となっている。

部数の多いものから見ていくと、追録図書のうち、市民文化部の回答で「週に数回」あるとした 56 部には、『窓口事務質疑応答集』、『戸籍法施行規則解説』、『親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録』などが含まれる。総務部の回答で「年に数回」あるとした 55 部には、『情報公開制度運用の実務』、『地方公共団体安全衛生管理必携』、『債権管理・回収モデル文例書式集』などが含まれる。同様に、定期刊行物のうち、総合政策部の回答で「年に数回」あるとした 205 部には、『筑後川新聞』が、秘書室の回答で「月に数回」あるとした 85 部には、『東京と福岡』などが含まれる。

3 購入の必要性の検討状況

< 追録図書 >

部局名	毎年検討している		数年毎に 検討している		購入以来、検討 したことはない		今回の調査を きっかけに検討した	
	部数	金額(円)	部数	金額(円)	部数	金額(円)	部数	金額(円)
総合政策部	10	184,660	0	0	0	0	0	0
総務部	30	316,230	0	0	2	323,450	46	595,450
協働推進部	7	41,250	0	0	2	30,770	0	0
秘書室	0	0	0	0	0	0	0	0
出納室	7	122,269	0	0	0	0	0	0
市民文化部	55	2,565,261	25	527,900	5	203,950	5	260,585
健康福祉部	22	714,453	16	413,089	4	28,700	0	0
子ども未来部	0	0	0	0	0	0	0	0
環境部	5	48,660	5	99,600	4	39,170	0	0
農政部	0	0	0	0	0	0	10	160,850
商工観光労働部	0	0	0	0	0	0	0	0
都市建設部	13	192,000	9	87,200	6	188,418	5	66,750
田主丸総合支所	0	0	0	0	0	0	0	0
北野総合支所	0	0	0	0	0	0	0	0
城島総合支所	0	0	0	0	0	0	0	0
三瀧総合支所	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道部	34	1,635,898	0	0	1	13,200	0	0
教育部	25	289,570	6	82,340	4	59,700	0	0
議会事務局	0	0	8	363,110	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	2	105,000	0	0	0	0
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	5	55,261	0	0
監査委員事務局	7	230,110	0	0	0	0	0	0
合計	215	6,340,361	71	1,678,239	33	942,619	66	1,083,635

「購入以来、検討したことはない」又は「今回の調査をきっかけに検討した」と回答があったものは、合わせて 99 部で、全体の 25.7%となっている。

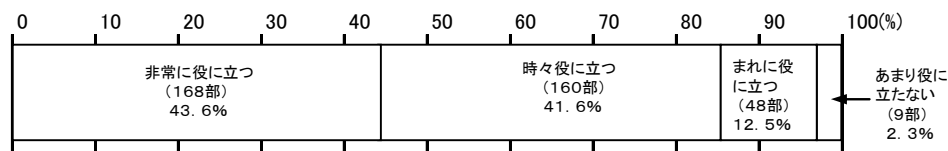
< 定期刊行物 >

部局名	毎年検討している		数年毎に 検討している		購入以来、検討 したことはない		今回の調査を きっかけに検討した		その他	
	部数	金額(円)	部数	金額(円)	部数	金額(円)	部数	金額(円)	部数	金額(円)
総合政策部	229	1,865,757	4	212,016	0	0	0	0	0	0
総務部	19	346,453	0	0	2	86,304	0	0	0	0
協働推進部	17	484,404	0	0	8	220,324	0	0	0	0
秘書室	0	0	110	1,063,286	0	0	0	0	0	0
出納室	5	163,421	0	0	0	0	0	0	0	0
市民文化部	47	697,813	0	0	16	449,686	2	27,338	0	0
健康福祉部	42	653,292	4	122,112	0	0	0	0	0	0
子ども未来部	7	121,712	1	1,490	1	4,515	0	0	0	0
環境部	1	25,200	1	21,000	2	59,850	0	0	0	0
農政部	2	62,400	10	143,500	7	139,440	0	0	0	0
商工観光労働部	8	219,204	0	0	0	0	1	44,100	0	0
都市建設部	42	706,893	0	0	0	0	1	10,341	0	0
田主丸総合支所	2	67,873	0	0	4	55,500	0	0	0	0
北野総合支所	1	30,600	3	41,600	0	0	0	0	0	0
城島総合支所	7	61,662	0	0	0	0	0	0	0	0
三瀧総合支所	2	68,880	0	0	6	94,800	0	0	0	0
上下水道部	23	756,423	0	0	0	0	0	0	0	0
教育部	19	445,473	10	83,512	3	9,500	11	69,720	0	0
議会事務局	0	0	5	85,067	0	0	0	0	8	303,952
選挙管理委員会事務局	0	0	14	46,920	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	5	44,704	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	5	30,710	0	0	56	116,600	0	0	0	0
監査委員事務局	5	176,811	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	488	7,029,685	162	1,820,503	105	1,236,519	15	151,499	8	303,952

「購入以来、検討したことはない」又は「今回の調査をきっかけに検討した」と回答があったものは 120 部で、全体の 15.4%となっている。議会事務局が「その他」と回答したものには、地方自治法に基づき、配置が義務付けられたものが含まれている。

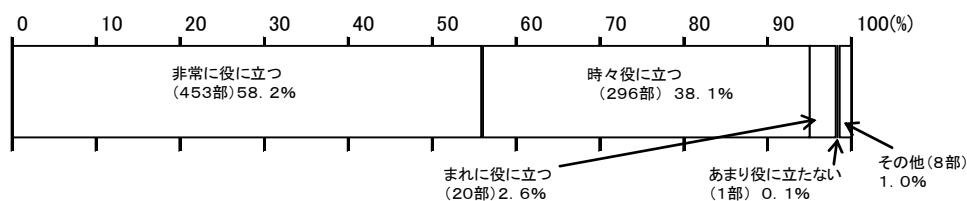
4 購入の効果と購入の必要性の検討状況

追録図書の購入の効果についての回答は、次のとおりであった。(全 385 部中)



「あまり役に立たない」と回答のあった 9 部のうち 2 部については、購入の必要性の検討状況に関して、「今回の調査をきっかけに検討した」と回答があった(市民文化部)。

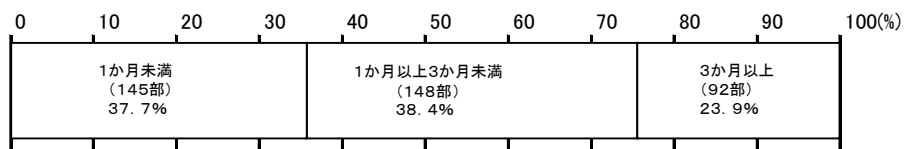
定期刊行物の購入の効果についての回答は、次のとおりであった。(全 778 部中)



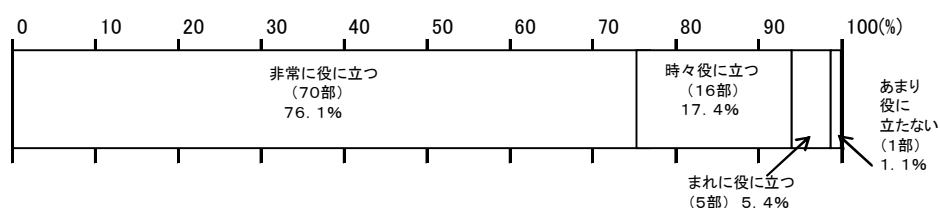
「あまり役に立たない」と回答のあった 1 部については、購入の必要性の検討状況に関して、「今回の調査をきっかけに検討した」との回答であった(市民文化部)。また、「その他」の 8 部については、他課に配布しているため購入の効果測定したことがない、との回答であった(市民文化部)。

5 追録図書の加除の状況

追録が届いてから加除までの期間についての回答は、次のとおりであった。(全 385 部中)

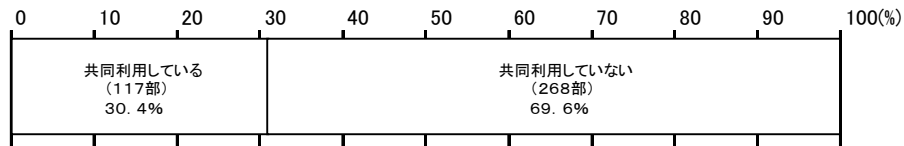


このうち加除までに3か月以上かかっている図書の購入効果については、次のとおりであった。(92 部中)

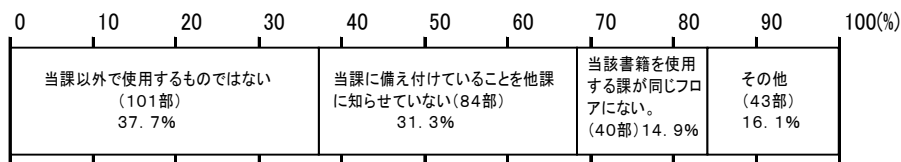


6 共同利用の状況

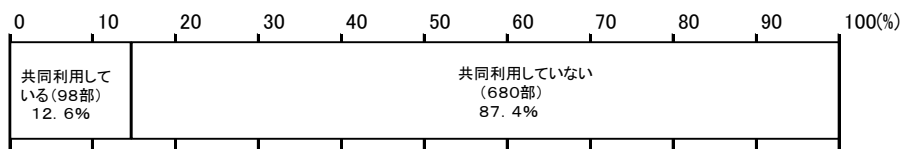
追録図書の共同利用の状況についての回答は、次のとおりであった。(全 385 部中)



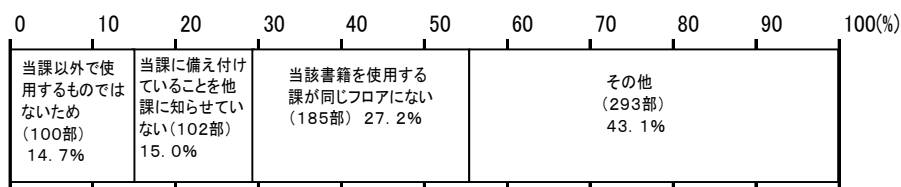
共同利用していない理由は、次のとおりであった。(268 部中)



定期刊行物の共同利用の状況についての回答は、次のとおりであった。(全 778 部中)



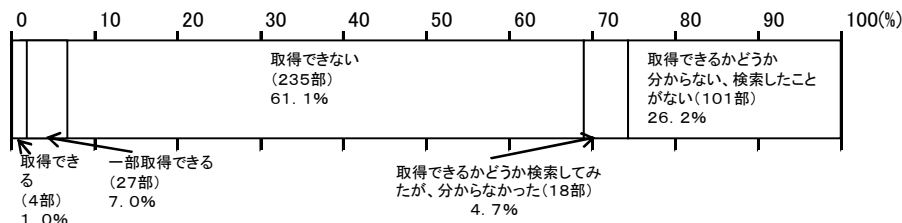
共同利用していない理由は、次のとおりであった。(680 部中)



7 インターネットの利用状況

追録図書の内容がインターネットを利用して取得できるかについての回答は、次のとおりであった。

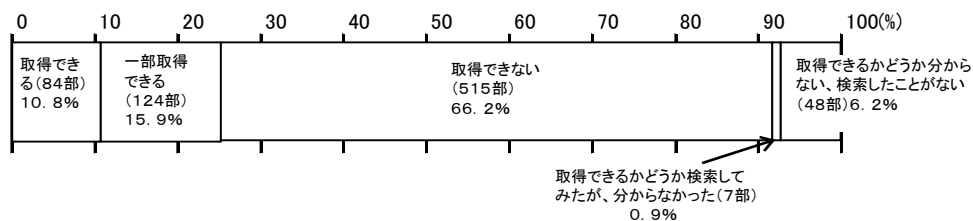
(全 385 部中)



「取得できる」又は「一部取得できる」と回答があった 31 部のうち、実際に利用しているのは 7 部で、それ以外については、「閲覧しにくい」(21 部)、「利用について検討したことがない」(2 部)などの理由により、利用していない。

定期刊行物の内容がインターネットを利用して取得できるかについての回答は、次のとおりであった。

(全 778 部中)



「取得できる」又は「一部取得できる」と回答があった 208 部のうち、実際に利用しているのは 8 部で、それ以外については、「閲覧しにくい」(148 部)、「利用について検討したことがない」(17 部)、「紙の書籍より費用がかかる」(5 部)などの理由により、利用していない。

Ⅲ 講評

監査結果については、既述したとおりであるが、特に今後の課題となるような事項について項目別に講評を述べる。

(1) 購入の状況について

平成25年度は、追録図書が 385 部、定期刊行物が 778 部購入されていた。購読の目的や購入部数状況から見て、その部局や課等の業務とは明らかに関係がないと思われるものや職務遂行上の必要性がすでに失われていると思われるものなど、購入する理由が見出し難いようなもの、あるいは、必要以上の部数を保有していると認められるものはなかった。

追録図書の購入実績については、平成23年度が 9,622,571 円、24年度が 9,575,695 円、25年度が 10,044,854 円、定期刊行物については同様に 10,147,102 円、10,208,074 円、10,542,158 円となっていた。個別に見ると、なかには図書の必要性の見直しの結果、購入を停止したものもあるが、購入しているものにはそう変化がなく、3か年の購入金額の推移については、やや増加している傾向にあった。

(2) 利用頻度と購入のあり方について

「年に数回」程度の利用のものが、追録図書では 218 部(56.6%)、定期刊行物では 225 部(28.9%)あった。利用頻度が低いことをもって、直ちに購入不要と言えるものではないが、それらの図書のうち購入の必要性について「購入以来、検討したことはない」又は「今回の調査をきっかけに検討した」という回答が合わせて 84 部についてあった。費用対効果の観点から、その利用頻度を勘案し、実際の業務ではどのように情報を収集しているか、また、インターネット等を活用して情報取得できないかといった検討を行うなど、今後の購入のあり方を見直す契機のひとつとされたい。

(3) 購入の効果と必要性の検討状況について

当該書籍の購入の効果について、「まれに役に立つ」又は「あまり役に立たない」と回答があるものが、追録図書では 57 部(14.8%)、定期刊行物では 21 部(2.7%)あった。しかも「あまり役に立たない」と感じているものの中には、購入の必要性については、「今回の調査をきっかけに検討した」というものが若干ではあるが存在している。一層の経費の削減が望まれる中、購入部数、購入費用の多寡に関わらず、公費を支出する際にはその必要性を十分に検討して行われたい。

また、他課配布用として購入しているため、これまで購入の必要性について「測定したことがない」というものもみられた。このような場合でも、少なくとも予算要求時には購入の効果や必要性について調査されたい。

(4) 追録図書の早期加除について

追録図書の加除状況について、追録の到着後、加除されるまでに3か月以上要しているものが複数の課で見られた。しかも、その図書については「非常に役に立つ」と回答があったものもあり、このような加除の遅延が、図書を利用して情報収集を行ったり、業務の参考にする場合に支障を生じさせるのではないかと懸念されるところである。追録図書については、常に最新の状態になるよう、追録到着後、できる限り早期に加除を実施するよう改善されたい。

(5) 共同利用の状況について

共同利用されているものは、追録図書では 117 部(30.4%)、定期刊行物では 98 部(12.6%)にとど

まった。共同利用していない理由としては、「その書籍を当課以外で使用するものではない」又は「当該書籍を使用する課が同じフロアにない」との理由を挙げているものが、追録図書では 141 部 (52.6%)、定期刊行物では 285 部 (41.9%) あった。また、「当課に備え付けていることの周知をしていないために共同利用がなされていない」と回答があったものが、追録図書では 84 部 (31.3%)、定期刊行物では 102 部 (15.0%) あった。

図書購読の目的のほとんどが「業務に必要な情報収集」となっていて、「その書籍を当課以外で使用するものではない」、あるいは「当該書籍を使用する課が同じフロアにない」との理由で共同利用していないものが約半数に上っている。しかし、一方で「当課に備え付けていることの周知をしていないために共同利用がなされていない」との回答があることに着目してみると、汎用性の高い法規集類や事務提要等について、どの課に備えていると周知をすれば、共同利用の促進につながっていくことも考えられるため、今後、取り組む項目のひとつとされたい。

(6) インターネットの利用状況について

インターネットを利用して当該図書の内容が取得できるかについては、「取得できる」又は「一部取得できる」としたものが、追録図書では 31 部 (8.0%)、定期刊行物では 208 部 (26.7%) であった。このうち、「閲覧しにくい」、「紙版より費用がかかる」等の理由で利用していないものが、それぞれ 23 部 (6.0%) と 179 部 (23.0%) あった。また、「取得できる」にもかかわらず、「利用について検討したことがない」との回答が 1 部あった。気になるのが「取得できるかどうか分からない、検索したことがない」との回答で、追録図書では 101 部 (26.2%)、定期刊行物では 48 部 (6.2%) あった。同じ内容をより安価で、より迅速に取得できる方法があるのかどうかなどについての意識を持つことは、なにも書籍の購入の場合に限ったことではなく、日々の業務にあたる場合には常に心がけなければならないことかと思われる。

(7) 総括と提言

今回の監査では、結果として、追録図書等の利用及び保有の状況について明らかに適正を欠くというような事例は見受けられなかった。その意味では、おおむね適正であるということもできるが、本監査の着眼点に照らしてみた場合には、有効な利用を可能とする管理状況にあるか、内容の速やかな更新ができているか、必要性や代替性あるいは経費の節減などについて十分な検討がなされているかという観点からは、改善が必要だという感を抱かざるを得なかった。

提言として、まとめて再度述べるとすれば、たとえば、追録図書等に限らず、単行本なども含めて、どの部局やどの課等にどのような図書等があるかを検索できる情報を本市イントラネット等に掲示して、他部局にあるそれらの図書等を共同利用しやすい環境を構築したり、契約においては追録の更新時期をより明確にしたり、紙媒体の図書、雑誌等を大量に購入せずに、別媒体で庁内の情報共有を図る方法を考案したり、あるいは追録そのものを打ち切って紙媒体に替わる情報の管理方法を探したりすることなどを、もっと積極的に取り組んでみてはどうか。

また、「あまり役に立たない」ものについて、今回の調査をきっかけに見直しを検討したいという回答も見られたが、今後どのように見直し、改善されていくかについても、各自が関心を持っていくことが大切だと思われる。つまり、今ある資産の有効活用を図ること、及び、その資産を保有することが本当に有益なのかを検証することが肝心なのだと思う。

IV 意見（図書という“コスト”、その有用化に向けて）

追録図書等は、多様化する行政へのニーズや法令の改正等に迅速かつ的確に対応していく上で、適正な判断の根拠とするために必要不可欠なもののひとつであると考えられる。購入開始当時は明確な目的があり、その目的を達成するための方法の一つとして追録図書等の購入を選択したが、時の経過とともに本来の目的があいまいになってしまったり、業務を取り巻く環境の変化などにより、目的を達成するためのツールとしての意味が薄れてきているにもかかわらず、図書の購入だけが慣例のように組織の中に残ってしまったりしていないだろうか。すべての事務にはコストつまり経費を要していて、それは誰でも理解しているのであるが、実際にどの程度経費を要しているのかを認識している職員は少ないのではないだろうか。こういったコスト意識を鮮明にするためには、事務に伴う経費、例えば書籍1冊がいくらかというような具体的な金額で認識することが大切であり、コスト意識を持つには、経費の額だけでなく、その経費に見合う効果が上げられるかを検討することが必要と思われる。つまり、経費を考えるとともに、使用頻度や、それによって職務遂行や成果の達成にどのような効果が出るのか、折に触れ検討するような「効率性を高める意識」を持つ、また、そのような意識を高めるための「しくみ」や「制度」を作らなければならないと思われる。そういった意味では、購入する物ではなく購入すること自体に重点が置かれているようなもの、交際上購入することが必要とされているものを見直すなどといった、思い切った取組も必要になってくるという感じがする。

このことは、なにも書籍の購入に限ったことではない。「公務員はコスト意識を持って」と、これまでも幾度となく言われ続けていても、いまひとつ現実味を帯びていない感じがしてならない。極端な言い方かもしれないが、もはや国からの交付金や地方交付税などに必要かつ十分な支援を頼れる時代ではなく、自らの力で収入を確保し、それをベースに支出を考えることを基本としていかなければならない時代であり、そのためには使い古された表現であるが、「職員の意識改革」が最重要であると思われる。意識の問題と並行して、コストを意識せざるをえない「しくみ」や「制度」を整える必要もあると思う。例えば、消耗品の保管棚にその調達価格を表示することや、本市ではなかなか実現しないがIT機器を利用した会議資料等のペーパーレス化なども費用削減のための効果的な方法のひとつであると考えられる。確かに、自治体における公務の目的は住民福祉であり、経費に対する利益といった数値では、その業績を測りえない事務や事業のほうがむしろ基本的であることから、職員は費用対効果に対する意識が醸成されにくい環境に置かれているのかもしれない。しかし、公金の支出を伴うからには、最少の経費で最大の効果を挙げることは常に意識しなければならず、その支出によって、効果があるのか、どのような効果が生まれるのか、同じ効果を生むのであれば費用の少なくてすむ方法が他にないのだろうか、といった検討を常に行うことに努めなければならないと思われる。更に言えば、職員は、納税者の視点を一層意識し、そのような経費の使用が認められるだろうか、あるいは、その経費や効果の説明を求められたら、自分はどうのように説明するだろうか、といった意識を持つことも肝要であると考えられる。

この行政監査をきっかけに、全職員の中に更なるコスト削減、歳出削減に向けた明確な意思が育成され、定着することを期待する。

監 査 公 表 ◆平成27年公表第1号

【監査種別】 行政監査

「追録図書及び定期刊行物の購入について」

【発行年月】 平成27年1月

【発 行】 久留米市監査委員事務局

〒830-8520

久留米市城南町 15-3

TEL (0942) 30-9232

FAX (0942) 30-9718

E-mail kansa@city.kurume.fukuoka.jp

この冊子は再生紙を使用しています。